

令和3年8月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和3年8月19日（金）13時30分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員， 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員，
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員，
9 杉原倫代委員， 10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治
会長職務代理者， 13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也， 係長 我部山 美治
7. 議 案 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議 事
局 長

それでは、ただいまより、令和3年8月の農業委員会総会（定例会）を始めさせていただきます。

まず、はじめに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくをお願いします。

会 長

皆さんこんにちは。定例会開催のご案内を出しましたところ、足下が悪い中ご参集いただき、ありがとうございます。うっとうしい天気が続いており、大麻町においては、台風による強風で早生水稲が倒伏している圃場が何カ所か見受けられました。また、今伸びている稲についても、この長雨による病気や生育不良が心配されるところであります。天気予報を見ますと、来週には晴れ間が見られるようですので、出来ていなかった作業に励んでいただきたいと思います。

新型コロナウイルス対策ではありますが、香川県では明日からまん延防止等重点措置が始まりますが、連日60人程度の感染者数が出ております。

また、ワクチン接種済みであっても感染することが報道されておりますので、マスク着用、手洗いの励行などのルールを守って、かからない、うつさないを心がけていただきたいと思います。

局長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会長

それでは、令和3年8月の農業委員会定例会を進めていきたいと思うので、ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議事録署名人には、1番の氏家委員さんと、2番の都築委員さんの両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請を、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の議案書の1ページ2ページで、7案件でございます。

番号1ですが、贈与による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請農地は、【申請地読み上げ】。本案件は、申請地が譲受人の自宅に隣接しており耕作に便利であり、経営規模拡大を図る譲受人の要望により所有権移転の話がまとまったため、申請がされたものです。

なお、申請地にはニンニクを作付けする計画が提出されております。

次に番号2ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請農地は【申請地読み上げ】。

本案件は、後継者がいないため農業廃止を考えられている譲渡人が、申請地に隣接している農地を耕作している譲受人に、買取りをお願いしたところ話がまとまったため、申請がされたものです。

なお、申請地には水稻を作付けする計画が提出されております。

次に番号3ですが、使用貸借による権利設定の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請農地は【申請地読み上げ】

本案件の貸人と借人は、祖母と孫の関係であります。借人は、香川県立農業大学校を卒業後、市内の法人でミニトマトの栽培技術を学び、本年4月にパイプハウスでミニトマト栽培を行う内容で、青年等就農計画の認定を受けました。パイプハウス建設に当たっては、香川県及び善通寺市からの補助金のほか、政府系金融機関から資金の借入をするものですが、資金借入にあたり、農地の権利を取得するために申請するものです。

なお、申請地にはミニトマトを作付けする計画が提出されております。

次に番号4ですが、贈与による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請農地は、【申請地読み上げ】。本案件の申請人の続柄は兄妹の関係であります。譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、大阪で居住しており、高齢となったため農地については善通寺市に在住している妹に贈与するものです。譲受人が農地を取得した後の経営農地は11アールであり下限面積制限に該当しますが、申請農地と譲受人所有の農地は隣接し、その周囲は宅地に囲まれ、譲受人が所有している農地以外からは進入が出来ない状況です。そのため、農地法第3条第2項ただし書、及び、「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」と規定されている農地法施行令第2条第3項第3号に該当いたしますので問題はないと考えます。

なお、申請地には野菜を作付けする計画が提出されております。

次に番号5ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請農地は【申請地読み上げ】本案件の譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、東京都狛江市で居住しているため農地を手放すことを考えておられました。申請地周辺で農地を耕作している譲受人に、買取りを

お願いしたところ話がまとまったため、申請がされたものです。

なお、申請地には水稻を作付けする計画が提出されております。

次に番号 6 ですが、営農型発電設備の設置に伴う地上権設定の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請は【申請地読み上げ】について、地上権設定の許可を申請するものであります。本件は議案第 3 号の番号 11 と関連しております。土地の所有者と営農型発電設備の事業者は家族の関係であります。簡単に営農型発電設備についてご説明いたします。これは農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部に太陽光発電設備を設置するものでありまして、地上から数メートルの高さに太陽光パネルを設置して、パネルの下部で営農を行うものであります。パネルの下部において作付けする作物についてですが、パネルの下部は日照の問題もあるため、日陰でも作付けが可能な作物を作付けする場合がありますが、営農上、作物の収量が十分に見込めれば、作付作物が限定されているわけではありません。そのため、毎年生産した農作物に係る状況の報告書を提出しなければなりません。

本件の地上権設定の許可申請は、太陽光パネルを当該農地の上部に設置することから、当該農地の空中部分を利用する権利を保護するため、後でお諮りいただく 5 条申請と同時にしておく必要があるため、申請するものであります。

なお、営農型発電設備の下部にはオリーブを作付けする計画が提出されております。

次に番号 7 ですが、営農型発電設備の設置に伴う地上権設定の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請農地は【申請地読み上げ】について、地上権設定の許可を申請するものであります。本件は議案第 3 号の番号 12 から番号 16 と関連しております。土地の所有者と営農型発電設備の事業者は親しい間柄であるとのこととあります。本申請は当該農地をより有効に利用するため太陽光発電事業を行うことから、地上権設定の申請をするものであり、地上権設定が必

要な理由はさきほどの番号5で申し上げたとおりでありますので、本申請での説明は省略いたします。

なお、営農型発電設備の下部にはオリーブを作付けする計画が提出されております。

以上、7案件、登記地目は田が9筆、畑が1筆、面積は6,599.62 m²であります。

申請があった7案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有機械の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、第5号の耕作の用に供する30アールの下限面積要件及び第7号の周辺地域との調和要件の審査基準を全て満たしております。そのため、農地法第3条第2項の各号の禁止要項には該当しないため、許可相当と考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定

をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、2案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】で、農業用倉庫用地への転用案件でございます。

申請は、【申請地読み上げ】に、農業用倉庫平屋建1棟117.84㎡及びカーポート平屋建1棟46.17㎡を建築するものです。

申請人は借入地を含め12.5haの田を耕作されている認定農業者であります。現在、申請地と市道を挟んだ対面に農業用倉庫を所有していますが、乾燥機などで一杯の状態のため、肥料等は上郷出張所に保管させてもらっていたところですが、上郷出張所は、統廃合により閉鎖されることとなっているため、保管していた肥料などを引き取らなければなりません。そのため、肥料等の収納及び農業用機械の収納場所として倉庫等を建築することを計画したものであります。

番号2ですが、【申請人読み上げ】で、店舗・住宅用地への転用案件、無断転用の案件でございます。

申請は、【申請地読み上げ】に隣接する宅地158.33㎡を併せ利用地として、店舗兼住宅236.65㎡に増築したものについて、是正追認を受けるため申請されたものです。

申請人は平成3年に申請地を相続しました。申請地には被相続人の亡父が昭和33年に農地法の許可を受けることなく住宅を増築しております。申請において、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されています。

以上、2案件、登記地目は田が2筆、転用面積は513㎡であります。提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調

整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1の申請地は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。8月7日に現地を見てきました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。8月11日に現地を見てきました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページから8ページで、16案件でございます。

番号1ですが、売買による所有権移転であります。【申請人読み上げ】

申請は、譲受人が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、住宅1棟2階建87.77㎡を建築するものです。

譲受人である譲受人は7人家族で借家に居住されておりますが、子供の成長に伴い手狭となっているため、住宅の建設を計画したものです。

なお、本申請地は、都市計画区域において準工業地域に指定されている第3種農地であるため、転用できるものと考えます。

次に番号2ですが、売買による所有権移転であります。

【申請人読み上げ】

申請は、譲受人が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、隣接する宅地1,024.71㎡を併せ利用地としてドッグランとして整備し、ペットショップを経営している株式会社Plusに貸付けるものです。

譲受人が役員の法人は現在ペット犬を約140匹飼育しており、申請地に隣接した宅地の空いたスペースを利用してドッグランとして利用していますが、不足している状況で新たな用地の確保を計画したものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

次に番号3ですが、売買による所有権移転であります。

【申請人読み上げ】

申請は、譲受人が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、分譲住宅2階建1棟69㎡カーポート平屋建1棟24.48㎡を建築するものです。

譲受人は丸亀市土器町に事業所を置き、不動産業を営んでいる会社であります。申請地は、南側と東側が市道に面しているため交通の便が良く、販売が見込まれるため分譲住宅建設を計画したものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地ではありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

次に番号4ですが、売買による所有権移転であります。【申請人読み上げ】

申請は、譲受人が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、自己住宅平屋建1棟125.87㎡、カーポート平屋建1棟45.52㎡を建築するものです。

國重様は、申請地に近い借家で居住されておりますが、子供の成長に伴い手狭となっていることに加え、専業農家であるため、自宅にも作業スペースが必要であるため、農家住宅を建築するため申請するものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地ではありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

次に番号5ですが、使用貸借権設定であります。【申請人読み上げ】

申請は、転用者が【申請地読み上げ】を父より借り受け、自己住宅1建平屋棟104.34㎡カーポート平屋建1棟27.10㎡を建築するものです。

転用者である借り人は、現在三野町の賃貸住宅で居住されておりますが、子供の成長に伴い手狭となっていることに加え、将来、両親に介護が必要となった場合等を勘案し、実家に隣接する申請地に住宅建築を計画したものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地ではありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

次に番号6ですが、使用貸借権設定であります。【申請人読み上げ】

申請は、転用者が【申請地読み上げ】を借り受け、会社役員、従業員用

の駐車場とするものです。

転用者である借り人の会社役員及び従業員は、現在産業廃棄物中間処理施設がある敷地に駐車しておりますが、大型トラックの通行に支障を来しており、また、分別処理のための作業スペースが必要であるため、役員所有の農地を駐車場として利用することを計画したものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

次に番号7ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請は、転用者が**【申請地読み上げ】**の所有権を取得し、貸しコンテナ置場とするものです。

転用者である譲受人の転用者は、申請地の周辺には大規模農業法人、共同住宅が建築されており、コンテナの需要があるため転用することを計画したものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

次に番号8ですが、使用貸借権設定であります。**【申請人読み上げ】**

申請は、**【申請地読み上げ】**の農地を父より借り受け、自己住宅2階建1棟54.25㎡、カーポート平屋建1棟30.22㎡を建築するものです。

転用者である借り人は、結婚するにあたり新たに住宅を建築することとした。また、子育ての支援を受けたり、将来的に親の面倒をみることも考慮し、実家の近くに住むために申請するものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

次に番号9ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請は、転用者が**【申請地読み上げ】**の所有権を取得し、分譲住宅4棟

2階建 288.16 m²を建築するものです。

転用者は丸亀市金倉町に事業所を置き、建築業、不動産業を営んでいる会社であります。譲渡人は高齢となり今後農業を続けることが困難な状況であるため、不動産会社に相談したところ、申請地の面積が分譲住宅用地としては適当な広さであるため、双方の協議がまとまり分譲住宅建設を計画したものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

次に番号10ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請は、転用者が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、隣接する宅地を併せ利用地として、住宅1棟平屋建 94.76 m²を建築するものです。

転用者は申請地に隣接している住宅に居住されておりますが、築76年を経過のため老朽化し強度的に問題があるため、建て替えることを計画しました。建替にあたり、高齢となり平屋建の住宅が希望していますが、現在の宅地は不整形で狭いため建築が難しく、申請地を取得し宅地を整形・拡張するものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

次に番号11ですが、営農型発電設備の設置に伴う使用貸借権設定による一時転用であります。【申請人読み上げ】

本件は、先にお諮りいただきました議案第1号の番号3と関連しております。営農型発電設備を設置することを目的として一時転用申請を行うものであります。

本申請は、【申請地読み上げ】について、営農型発電設備の支柱を設置し、当該農地から約2.5メートル上部において太陽光パネル260枚を設置して、太陽光発電事業を行い、年間予測発電電力量82,378 kWhの全量を売電し、会社の利益拡大を目的として平成30年8月7日付で3年間の一

時転用の許可を受けておりますが、その許可を受けた期間が満了するため、再度一時転用の許可申請を行うものであります。

本申請地は都市計画法上の用途区域が第一種中高層住居専用地域である第3種農地であり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了していることや、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えます。

なおこれからご説明申し上げる番号12から番号16につきましても、番号11と同様に営農型発電設備の設置に伴う使用貸借権設定による一時転用の申請で、先にお諮りいただきました議案第1号の番号7と関連しております。【申請人読み上げ】は先ほどご説明申し上げた番号11と同じ会社であります。5案件に申請が分かれているのは、経済産業省の太陽光発電の事業認定を別々に受けているため、許可も別々にとる必要があるためです。5案件全て、申請農地に設置した営農型発電設備における下部で主にオリーブの栽培をしながら、当該設備での売電事業も行い、売電収入を得て会社の利益拡大を目的として申請を行うもので、平成30年8月17日付で3年間の一時転用の許可を受けたものですが、許可期間が満了するため、再度一時転用申請を行うものであります。

申請地は農業振興地域内の第2種農地であるため通常の転用は出来ませんが、一時転用であること、転用にあたり隣接農地関係者との調整を了していること、農業振興整備計画における農業振興に支障がないことや、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えます。

番号12の申請は、【申請地読み上げ】について、営農型発電設備の支柱を設置し、当該農地から上部2.5メートルの高さにおいて太陽光パネル288枚を設置して、太陽光発電事業を行い、年間予測発電電力量91488kWh全量の売電事業を行うものであります。

番号13の申請は、【申請地読み上げ】について、営農型太陽光発電設備の支柱を設置し、当該農地から上部2.5メートルの高さにおいて太陽光パネル108枚を設置して、太陽光発電事業を行い、年間予測発電電力量34,308kWhの全量を売電し、生活資金を得ることを目的として、3年間の使用貸借権設定の一時転用申請をするものであります。本申請地は農業振興地域内の第2種農地であり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整

を了していることや、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと
考えます。

番号 14 の申請は、【申請地読み上げ】について、営農型太陽光発電設
備の支柱を設置し、当該農地から上部 2.5 メートルの高さにおいて太陽光
パネル 108 枚を設置して、太陽光発電事業を行い、年間予測発電電力量
34,308 k W h の全量を売電し、生活資金を得ることを目的として、3 年間
の使用貸借権設定の一時転用申請をするものであります。本申請地は農業
振興地域内の第 2 種農地であり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整
を了していることや、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと
考えます。

番号 15 の申請は、【申請地読み上げ】について、営農型太陽光発電設
備の支柱を設置し、当該農地から上部 2.5 メートルの高さにおいて太陽光
パネル 288 枚を設置して、太陽光発電事業を行い、年間予測発電電力量
91,488 k W h の全量を売電し、生活資金を得ることを目的として、3 年間
の使用貸借権設定の一時転用申請をするものであります。本申請地は農業
振興地域内の第 2 種農地であり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整
を了していることや、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと
考えます。

番号 16 の申請は、【申請地読み上げ】について、営農型太陽光発電設
備の支柱を設置し、当該農地から上部 2.5 メートルの高さにおいて太陽光
パネル 224 枚を設置して、太陽光発電事業を行い、年間予測発電電力量
71,157 貸借権設定の一時転用申請をするものであります。本申請地は農業
振興地域内の第 2 種農地であり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整
を了していることや、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと
考えます。

以上 16 案件、登記地目は田が 17 筆、転用面積は 3,470 m²であります。
提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との
調整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無い
と考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進
達したいと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたと思います。

〇〇委員

8月7日に現地を見てきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇町、番号3は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたと思います。

〇〇委員

はい。8月11日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、続きまして、番号4から番号6は〇〇町、番号8は〇〇町ですので、吉原地区の委員さんにご意見を伺いたと思います。

〇〇委員

はい。8月13日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号7については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたと思います。

〇〇委員

はい。8月8日に委員4名で現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号9から番号16については〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。8月15日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 14時15分 終了